

平成22年度 第2回豊田市都市計画審議会 会議録

開催日時：平成22年8月3日（火） 午後1時30分～午後4時35分

開催場所：豊田市役所 南52会議室（南庁舎5階）

出席委員：三江 弘海 作元志津夫 八木 哲也 伊豆原浩二
磯部 友彦 松本壮一郎 小木曾洋司 片木 篤
光輪 龍雄 西川嘉一郎 播磨 伸次 加藤 昭
榊原 光隆（代理 齋藤和樹） 中垣 重治

以上 14名

事務局出席者：加藤都市整備部調整監 羽根都市整備部都市計画担当専門監
安藤副主幹 西係長 中根係長 米田係長
岡田主査 池田主査 服部主査

（開会時間 午後1時30分）

開 会

司会

皆様、大変お待たせいたしました。

本日は大変お忙しい中、また、お暑い中、豊田市の都市計画審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、都市計画課の安藤と申します。

議事に入るまでの間、お手元の次第に沿って会議を進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

会議に先立ちまして、あらかじめ皆様に幾つかお知らせしたいことがございます。

まず、この都市計画審議会の会議は、平成15年度より原則として公開しております。本日は1名の方が傍聴にいられております。

また、会議録につきましても、市政情報コーナーにおいて一般公開するとともに、豊田市のホームページにも掲載してまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、本日の審議会ですが、商工会議所の河木委員、市議会議員の近藤委員、太田委員、豊田加茂建設事務所長の青木委員、豊田加茂農林水産事務所長の長崎委員の5名が都合により欠席されております。

また、豊田警察署長の榊原委員の代理としまして、齋藤様にご出席をいただいておりますので、ご承知おきください。

なお、磯部委員につきましては、15分ほどですが、遅れるということですので、よろしく願いいたします。

また、本日の議案の中に、藤岡都市計画に関する議案がございます。この藤岡都市計画に関する議案につきましては、平成17年の合併の際に、豊田都市計画と藤岡都市計画が統合されるまでは、藤岡地区から2名を臨時委員としてお願いし、ご審議いただくこととしております。臨時委員として中垣様と永井様の2名の方をお願いしておりますが、本日

は永井委員が都合により欠席されております。中垣委員には、藤岡都市計画に関する議案の審議及び採決に加わっていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会の言葉を都市整備部の加藤調整監から申し上げます。

加藤都市整備部調整監

皆さん、こんにちは。

それでは、ただいまから平成22年度第2回豊田市都市計画審議会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

1 付議書伝達

司会

それでは初めに、市長から審議会の伊豆原会長に付議書の伝達をさせていただきます。

鈴木市長

豊田市都市計画審議会会長様。

豊田市都市計画審議会への諮問について。

都市計画法第18条第1項の規定に基づき、愛知県より意見聴取があったので、貴審議会に下記事項について諮問します。

- 一つ、豊田都市計画区域及び藤岡都市計画区域の変更について。
- 一つ、豊田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について。
- 一つ、豊田都市計画区域区分の変更について。
- 一つ、豊田都市計画用途地域の変更について。
- 一つ、豊田都市計画緑地の変更について。
- 一つ、豊田都市計画道路の変更について。
- 一つ、豊田都市計画土地区画整理事業の変更について。

豊田都市計画審議会会長様。

豊田市都市計画審議会への付議について。

都市計画法第19条第1項の規定に基づき、各事項について決定したいので、貴審議会に付議します。

- 一つ、豊田都市計画防火地域及び準防火地域の変更について。
- 一つ、豊田都市計画地区計画の変更について。
- 一つ、豊田都市計画地区計画の決定について。
- 一つ、豊田都市計画生産緑地地区の変更について。
- 一つ、豊田都市計画公園の変更について。
- 一つ、豊田都市計画緑地の変更について。
- 一つ、豊田都市計画下水道の変更について。
- 一つ、豊田都市計画道路の変更について。
- 一つ、豊田都市計画土地区画整理事業の変更について。

たくさんございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

2 市長あいさつ

司会

それでは、ここで市長から皆様にごあいさつを申し上げます。

鈴木市長

改めまして、皆さんこんにちは。

暑い日が続いておりまして、今日もまた、なかなか蒸し暑い天候だと聞いておりますけれども、お忙しいところ、そしてまたこのような天候の中でご参集いただきまして、大変恐縮に思います。第1回目を5月28日に開催していただきましたので、続いての審議会ということでございまして、よろしく願い申し上げたいと思います。

また、今日ご審議いただきますのは、今、会長に、諮問及び付議ということで読み上げましたので、お聞きいただいたかと思えますし、あらかじめ今日の議事次第にも記載してございますので、ご案内かと思えますけれども、かつてない案件の多さでございます。そういう意味では大変ご面倒をおかけすることになるかと思えますが、関連する案件が多いようでございますので、ぜひご審議をちょうだいできればと思ったわけでありまして、その内容は先ほど司会のほうからも話がありましたように、都市計画区域の再編と線引き総見直しということに関連しての議案でございます。本日、審議会でご審議をいただいた後、9月の愛知県都市計画審議会を経まして、12月ごろに告示される予定となっております。現在、愛知県においては20の都市計画区域が六つの都市計画区域に変わるということが関連してございます。

豊田市は、これも先ほど話がありましたように、みよし市を含む豊田都市計画と藤岡都市計画が一つになって豊田都市計画ということになります。委員の皆様には十分にご審議をいただきまして、着実に法手続を進めてまいりたいと存じますので、よろしく願い申し上げて、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

司会

ありがとうございました。

市長は他の公務のため、ここで退席をさせていただきますので、よろしくお願いいたしますします。

それでは、議事に入る前に、本日お配りした資料の確認をさせていただきたいと思えます。

お手元の資料ですが、上から順に「次第」「座席表」「委員名簿」「平成22年度第2回豊田市都市計画審議会議案一覧」、この4点をご用意させていただいておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

また、委員の皆様には事前に送付いたしました議案書をご持参いただいているかと思いますが、もしご持参されていない方がお見えでしたら、事務局までお申しつけください。よろしかったでしょうか。

続きまして、審議会の成立条件の報告をさせていただきます。

本日は臨時委員を除く18名の委員のうち、13名の方にご出席いただいております。審議会条例第6条第3項の規定による2分の1以上の出席ですので、本日の審議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、冒頭にも申し上げましたが、本日は藤岡都市計画に関する議案につきまして、臨時委員の中垣委員にもご審議に加わっていただきます。したがって、中垣委員には議案一覧の中ほど、対象都市計画区域の欄をごらんいただきたいと思います。ここに藤岡と記載があります第1号議案、第2号議案、第6号議案、第8号議案から第11号議案までの7議案の審議に加わっていただきますようお願いいたします。

また、本日は議案の数が多いため、途中で休憩を挟みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に移りたいと思います。

議事の進行を伊豆原会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

3 会議録署名者の指名

伊豆原会長

それでは、ここから私が議長を務めさせていただこうと思います。

早速、議事録署名人の指名をさせていただきたいと思いますが、運用規定第9条第1項によりまして議長が指名することになっておりますので、ご指名をいたしたいと思います。いつも、あいさつお順でお願いしておりますが、前回、青木委員が欠席のために磯部委員と太田委員をお願いいたしました。今回も青木委員がご欠席でございますので、小木曾委員と片木委員をお願いしたいと思います。後ほど事務局から議事録を持ってまいりますので、御確認をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ここから議案の審議に入りたいと思いますが、先ほど来お話しがありましたように、今日は第1号議案から第13号議案と大変多うございます。中に随分と相互に関連する議案が多うございますので、まず、各議案の関連について事務局からご説明をいただいで、それから各議案について議論したいと思いますので、よろしくお願い致します。

それでは、事務局のほうからお願いいたします。

事務局

都市計画課の西と申します。よろしくお願い致します。

本日の議案の区分と関連についてご説明いたします。

お手元に配付させていただきました、A4縦長の資料、両面印刷になっておりますが、平成22年度第2回豊田市都市計画審議会議案一覧、こちらをごらんください。

一覧の左端、こちらが議案番号で、全部で13議案あります。2列目が議案の名称です。3列目が決定区分で、愛知県決定と豊田市決定があります。4列目が種別で、愛知県決定については諮問、豊田市決定については付議となります。5列目が対象となる都市計画区域で、豊田と藤岡のいずれに該当するかを示しています。豊田のみのもの、それから藤岡のもの、両地区に該当するものがあります。6列目が区分で、実質的な変更を「変更」とあらわし、名称変更などの軽易な変更と区別しております。7列目が都市計画法に基づく

縦覧の有無をあらわしています。8列目が、各議案において地区が複数あるものについて、その番号と地区名を示しております。そして、一番右側の列、こちらが関連議案番号を示しています。

本日の議案は、第1号議案の都市計画区域の変更と第3号議案の区域区分の変更に伴って、区域や名称、あるいは番号を変更するだけの案件が多くありますので、一番右の列に関連議案を示させていただきます。具体には、各議案の説明においてご説明いたします。

以上で議案一覧の説明を終わります。

伊豆原会長

ですから、一番右の関連議案のところも少しご参考いただいて、議論をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

4 議案審議

伊豆原会長

それでは、議事に入りたいと思いますが、第1号議案と第2号議案につきましては関連がございます。第1号議案「豊田都市計画区域及び藤岡都市計画区域の変更について」と第2号議案「豊田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」は関連しておりますので、一括してご説明いただいて議論したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局をお願いします。

事務局

それでは、今回の都市計画審議会についてですが、愛知県が進めております都市計画の見直し、通称総見直しに関する議案を中心に審議していただきます。

まず初めに、第1号議案と第2号議案を続けて説明させていただき、2議案をまとめてご審議いただきます。

お手元の議案書では1ページから6ページ及び、別冊、豊田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針となりますが、前方のスクリーンを用いて説明させていただきます。

それでは、第1号議案「豊田都市計画区域及び藤岡都市計画区域の変更について」説明します。

この案件は、愛知県決定となります。

今回の愛知県における都市計画の見直しの目的は、平成18年の都市計画法の改正を踏まえ、地方分権や市町村合併の進展、日常生活圏の飛躍的拡大、人口構造の変化等のさまざまな社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、活力を高め、安全で住みやすいまちづくりを進めるために、中長期的な視点に立った都市計画の見直しを行うためのものです。

愛知県の都市計画区域の変更の内容について説明します。

現在、愛知県には20の都市計画区域が指定されています。この20の都市計画区域を、今回の見直しにおいて六つの都市計画区域に変更します。このような都市計画区域とした

理由は、日常生活圏や産業連携、自然的なつながりを考慮し、また、今後の少子高齢化の到来を踏まえ、特に医療・福祉の圏域を重視したためです。

次に、新しい豊田都市計画区域について説明します。

現在、豊田市には、旧豊田市とみよし市からなる豊田都市計画と、旧藤岡町を区域とする藤岡都市計画の二つの都市計画があります。今回の都市計画区域の変更により豊田都市計画と藤岡都市計画を統合し、新たな豊田都市計画とします。

続きまして、第2号議案「豊田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」説明します。

この案件は、愛知県決定となります。

なお、当案件は、第1号議案の都市計画区域の変更にあわせて変更を行います。

まず、愛知県が定める整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランと、豊田市が定める都市計画マスタープランの違いについて説明します。

愛知県が定めるマスタープランは、近接する他の都市計画区域の現況や今後の見通しを勘案し、広域的な観点から長期的な視点に立った将来都市像を明確にするとともに、その実現に向けて大きな道筋を明らかにした、都市計画の基本的な方針を定めるものです。

これに対して、豊田市が定めるマスタープランは、市が創意工夫のもとに市が掲げる将来都市像を実現するため、地域の実情を踏まえた都市計画の方針を定めるものでございます。豊田市では第7次豊田市総合計画に基づき、都市整備部門の計画として、豊田市都市計画マスタープランを平成20年3月に公表しております。

なお、この愛知県が定める都市計画区域マスタープランの変更に当たりましては、豊田市都市計画マスタープランと十分な調整を図っております。

続きまして、愛知県が定める整備、開発及び保全の方針の構成について説明いたします。

第1章、役割や位置づけなどの基本的事項を整備します。第2章で、都市の基本理念などの愛知の新しい都市を整備します。第3章で、将来都市像や都市づくりの目標など、都市計画の目標を整備します。第4章で、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針を整備します。第5章で、土地利用や都市施設等の決定の方針などの主要な都市計画の決定等の方針を整備します。

以上、5章で構成されています。

豊田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、すなわち、愛知県が定める都市計画区域マスタープランの役割と位置づけについて説明します。

役割と位置づけは、将来都市像の実現に向け、都市計画の基本的な方向性を定めるものです。また、愛知県全域の新しい都市の基本理念として、「優しさと逞しさ、ともに備えた都市をめざして」を掲げています。基準年次を平成22年として、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本的方向を定めます。なお、市街化区域の規模などについては、おおむね10年後を想定しています。

続いて、都市計画の目標について説明します。

まず、愛知県の新しい都市の基本理念については、豊田都市計画区域の都市づくりの基本理念を定めます。都市づくりの基本理念は、「都市と自然が調和して、環境に優しいモノづくり拠点として世界をリードする都市づくり」です。この基本理念に基づき、水と緑により自然的な環境のつながりを確保し、また、産業技術の中核として世界をリードする

ものづくり拠点を形成し、都市活動と自然環境が調和した安全・安心で持続可能な都市づくりを進めます。

続いて、都市づくりの目標について説明します。

豊田都市計画の都市づくりの基本理念に基づき、次の五つの都市づくりの目標を掲げております。一つ目として、人口動向等を踏まえた住居系市街地の形成に向けた目標です。主要な鉄道駅を中心に都市機能を集約し、まちなか居住を促進します。二つ目として、都市機能の立地、誘導に向けた目標です。豊田市駅周辺を区域拠点とし、広域的な都市機能の集積を目指します。三つ目として、広域交通体系及び公共交通網構築に向けた目標です。ものづくりのさらなる強化のため、幹線道路網の充実を目指すとともに、高齢社会の対応として公共交通の利用を促進します。四つ目として、産業動向等を踏まえた工業系市街地の形成に向けた目標です。研究機能の強化を図り、世界を先導するものづくり拠点の形成を目指します。五つ目として、環境負荷が小さく、防災性が高い都市の構築に向けた目標です。保全改修や都市基盤整備などにより、人と自然が共生する都市を構築し、災害に強い緑豊かで快適な都市を目指します。

以上、五つの目標を掲げ、将来の都市づくりを目指します。また、これらの目標を実現するため、区域区分の方針と土地利用や都市施設など、必要な都市計画決定等の方針を定めます。

続きまして、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針について説明します。

区域区分、いわゆる市街化区域と市街化調整区域を分ける線引きの趣旨は、都市的土地利用の無秩序な拡大による社会的費用の増加と環境悪化を防止することです。また、計画的都市基盤施設の整備による良好な市街地の形成、市街地近郊の優良な農地との健全な調和を図ることです。このことから、区域区分の基本方針は、都市的土地利用と自然的土地利用の役割や調和に配慮し、市街地として整備すべき区域について市街化の促進を行い、また、自然環境の観点から、保全すべきところは市街化の抑制を行い、土地利用の適正な規制・誘導を図るとしてあります。区域区分の基本方針を踏まえ、計画的な市街地の形成を図るため、目標年次とする人口フレーム及び産業フレームを定めています。フレームを定める区域は、各種自然的条件、社会的体制などから総合的に判断し、豊田都市計画区域と岡崎市、刈谷市、安城市などからなる西三河都市計画区域を合わせた西三河広域都市計画圏で設定しています。

人口については、平成17年の国勢調査時点から、目標年次である平成32年までに約8万人の人口増加を想定しています。また、産業については、製造品出荷額が約7兆円増加すると想定します。これらの人口動向と産業動向を踏まえ、市街化区域、あるいは市街化調整区域への編入を行い、計画的な市街化を進めていきます。

次に、主要な都市計画の決定と方針について説明します。

まず、土地利用の基本方針ですが、人口構造の変化のさまざまな社会経済情勢の変化に的確に対応し、多様な都市生活、都市活動を支え、暮らしにゆとりある安心感を与えるとともに、生物多様性が保全された持続的で揺るぎない地域の発展を可能とするように、環境にも配慮した効果的、効率的な土地利用の規制・誘導を進めます。

主要用途の配置について説明します。

住宅地については、自家用車に過度に依存しない身近な生活圏を構築するため、鉄道駅、

バス停及び支所などを徒歩圏内に配置します。商業地については、中心市街地や拠点性を有する鉄道駅周辺に配置します。工業地については、高速道路などのインターチェンジ周辺や幹線道路沿道、既に工場が集積している周辺に配置します。

なお、これらの土地利用を含める用地については、先ほどご説明させていただきました平成32年までに想定される人口規模及び産業規模を踏まえ、基盤施設整備の確実なものについて計画的に市街化区域に編入していきます。

続きまして、都市施設の基本方針について説明します。

地域間の交流と連携を促し、少子高齢化社会を見据え、地域住民の日常生活と活発な産業活動を支える交通体系づくりを目指します。

また、快適な水環境の創造や、総合的な治水対策の実施を図ります。

具体的な方針については、中部国際空港や名古屋港などを結ぶ広域的な道路網を設置していきます。また、公共交通を充実し、公共交通と自動車交通の適切な役割分担による環境負荷の軽減を図ります。さらに、河川改修や下水道の整備を積極的に促進し、効率的な浸水被害対策等を進めます。

続きまして、第1号議案及び第2号議案の変更に係るこれまでの経緯について説明します。

愛知県では、平成18年度に、愛知県の新しい都市計画の枠組み構築に関する委員会が設けられ、見直しについて議論がされました。そして、平成19年度から平成20年度にかけて、豊田都市計画区域マスタープランの骨子案と素案が作成されました。また、平成22年度は、素案に基づいて国等との協議調整を行い、公聴会を行いました。その後、平成22年度に入りまして、都市計画法第17条の規定に基づき縦覧を行っています。

縦覧状況について説明します。

第1号議案は、都市計画の区域に指定するものであり、都市計画区域に定める内容でないため、縦覧を行う必要はありません。第2号議案に関する縦覧は、平成22年6月11日から25日までの2週間、愛知県都市計画課、豊田市都市計画課、みよし市都市計画課の窓口にて行いました。縦覧者は合わせて4名、意見書の提出はありませんでした。

最後に、今後のスケジュールについて説明します。

本日の都市計画審議会での意見を踏まえ、9月に愛知県都市計画審議会の議を経た後、12月に都市計画決定告示を予定しております。

以上で第1号議案及び第2号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

伊豆原会長

ありがとうございました。

ただいま、第1号議案と第2号議案について事務局からご説明いただきましたけども、それに関連して何かご質問、ご意見ございましたらお手を挙げてください。

中垣委員

冒頭より、藤岡を何度もご唱和いただきまして、非常にありがとうございます。

合併させていただいて6年目になるんでしょうか。当時、計画区域は西中山の南端の一

部だけです。その当時は、要するに藤岡町、三好町というところの枠組みがされていたということでしょうかということと、今度、県が20から6にするという案ですけども、何かメリットといいましょうか、目標というものがあってこうなっていくんだと思うんですけども、その辺についてお願いします。

事務局

最初の枠組みの話でございますけれども、今の豊田都市計画はみよしと豊田の区域が、この二つで豊田の都市計画区域になっておりまして、藤岡は単独の都市計画区域だったんですね。そこら辺はご承知かと思っておりますけれども。みよしはもともと、当初のときから、豊田と一つの都市計画区域で構成されておりました。

この20の都市計画区域ですけども、尾張のほうが非常に細かく、名古屋周辺で分かれておりまして、先ほど西係長のほうから説明があったかと思っておりますが、現在の人々の生活圏というんですか、生活の活動と、この都市計画区域というものがちょっと合わなくなっている。例えば尾張で言えば名古屋にもっと依存しているだとか、もう本当に生活を一体としているような区域で人は生活しているのに、都市計画区域はあくまでも尾張の、例えばこちらのほうだと一宮が一つの都市計画区域であったり、春日井が一つの都市計画区域であったり、非常に細かく分かれていて、相互の人の生活圏とちょっと合っていないところが一番大きい、この見直しの大きなテーマであったというふうに、平成18年からの委員会の中では聞いております。そういうものに、日常の生活圏にあって、もう少し大きい圏域でいろんな都市計画のことを考えていくべきじゃないかというところが、今回のこちらのほうの六つの見直しになってきており、生活実態と合わせるというのが一番の大きなメリットかと思っております。

伊豆原会長

中垣委員、よろしいでしょうか。

中垣委員

県の決定ということなんです、豊田市もということになると、時間とか条件とかがあるとと思うんですけど、その辺について。

事務局

今、豊田市の地域につきましては都市整備区域という区域になっておりまして、用途地域だとかについては県決定のままなんです。今の都市計画の大きな全国的な見直しの中では、地方分権という話がありますので、都市計画のそういう決定権につきましても市町村におりてくるという方向でございますけれども、今のところはまだそこまでいっていません。

今、大きな流れとしては地方分権という動きがありますので、今後、例えば愛知県の決定であっても、同意が必要なものが協議で済むとか、要は同意が必要というのは、同意しますよというのが愛知県からないとだめなんです。協議であれば、協議しました、愛知県が意見を言われても、それは聞いておきますという話で済んでしまうものですから、非

常に主体性が出てくるといふところがございまして、今は国、県、市で、そういう同意だとか協議という話は、非常に同意に縛られているところがあります。こういう今の動きというのは、都市計画区域の再編をするのにあわせて、都市計画の権限というのも変えていこうという国の大きな地方分権の、方針がありますので、それによってかなり主体的な動きが、今後、用途地域だとか、いろんな県決定の一部も市のほうにおりてきて、ある程度の裁量が効くのではないかなと期待しております。

伊豆原会長

よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

播磨委員

ちょっとピントがずれているかもわかりませんが、今、豊田市の中で、市街化調整区域の中で、結構、集合した団地があるんですけども、さっき住宅だとか商業地の決定の考え方を説明されましたけども、将来的に、この市街化調整区域内の中の住宅というのは、どういう形で市街化区域に組み込むのか、それとも、また別の方法があるのか、その辺のところはどうでしょうか。

事務局

豊田市の都市計画図だとか、ここにちょっとないのはいけないんですけども、豊田市の中の市街化調整区域の中に、当時の住造法というんですかね、その団地が幾つかあります。古瀬間だとか、例えば双美だとか、それから伊保原レジデンスだとか、いろいろありますけれども、市街化区域に隣接しないところを入れるということは、面積についての市街化区域編入要件というのがありますので、それはちょっと難しいかと思えます。

ただ、市街化区域に隣接して、昔の開発団地というのが幾つかございます。市街化区域に編入しますよという、やはり一番、市民の方が気にするのが税金の話でございまして、今は調整区域ですので都市計画税がかかっていない。当時、自分たちで負担して、下水道だと、集中浄化槽から管まで全部を負担して、自分たちで整備して、その金も付加された価格で買っていて、ある日突然市街化区域にするということは非常に難しいと思えます。ただ、要件として、市街化区域に隣接していれば、そういうところにつきましても、何らかの一つのきっかけをもって市街化区域に編入していきたいと思っておりますので、税金体系の話、それから新たな開発、例えば道路だとか、その周りの公園だとか、新たな開発があれば、逆にそういうところも入れていきたいと考えてございまして、そこら辺は今、非常に大きな課題だと私ども認識しております。

伊豆原会長

よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

作元委員

地域拠点の考え方ということで、豊田市の場合、地域拠点ということで、要するに旧町村あたりの地域拠点を勘案しながらいろんな計画をしていくということになっているんですが、この都市計画とその地域拠点の考え方というのをお聞きしたい。

事務局

特に、豊田の都市計画マスタープランの将来都市構造の考え方でございますが、例えば藤岡だとか猿投、八草、高橋、松平、それから上郷、若林、土橋、浄水、いわば地域の拠点がございます。あとは都心と、それから産業技術核というトヨタ自動車と三河豊田駅を中心とした大きな拠点がございまして、多核ネットワーク型の都市構造をやっていこうということで今考えております。都市計画の分野で考えると、土地利用の計画の中でどういうふうに市街化区域を張りつけて、かつ、また集約を図っていくのかというところが、この県の都市計画区域マスタープランの方針、それから豊田市の都市計画マスタープランの方針とリンクしていきまして、そういう地域拠点を核にして、ちゃんと日常生活が確保できるような機能をここに整備していきましょうという、そういう考え方のもとに、この将来の都市構造をつくっていくというところで、将来の土地利用の方針だとか都市施設の方針、また市街地整備の方針も全部書いてありますけれども、そういうのはすべてこういう拠点でまとめていく。ただだと都市を広げていくような考え方はもうやめましょうという全国的な流れでもありますし、人口減少、それから高齢化、また、歩いて暮らせるまちづくりというようなキャッチフレーズが飛び交っていますけれども、そういうものを考えた上では、この区域マスタープランも豊田市の都市計画マスタープランも、そういうところでのリンクがしっかりされた上で、例えば具体的な区域区分だとか用途地域だとか、そういうものに今後つながっていくという仕組みになっているということだと思います。

作元委員

そうすると、現在、市街化調整区域であるところを、将来的には市街化区域として拠点をつくっていくという、そういう考えでよろしいでしょうか。

事務局

市街化調整区域につきましても、例えば駅を中心とした新たな市街地をつくっていくとしております。緑につつまれた一体的な市街地の形成、これは、総合計画の中でも、一体的市街地誘導ゾーン、田園都市共生ゾーン、都市近郊ゾーン、森林環境共生ゾーンと四つに分かれています。この一体的市街地誘導ゾーンという緑の外環の中に市街化区域集約しましょう。それ以外のところについては、例えば藤岡支所だとか松平だとか上郷、高岡、若林ですね。そういう駅や支所を拠点とした多核ネットワーク型にしましょうというふうにやっていますので、市街化調整区域がどこでも将来市街化区域になっていくという話じゃなくて、あくまでも市街化調整区域、例えば若林とかだと、駅のすぐ西側が市街化調整区域になってますけれども、鉄道高架事業をやる、利便性を上げる、そのために、その周りの都市的な土地利用も含めて考えるということで、市街化調整区域を当然入れて、まちづくりを考えていこうと、取捨選択してやっていこうと考えております。

伊豆原会長

よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

松本委員

今の議論の感想ということになるんですけども。

聞いていると、やっぱり何か市街化区域を拡大するような、田んぼの中にある団地をどうするかとか市の勢いということを考えれば納得いくわけですけども、ただ、この中にもあったように、ただだらと広げないという、その辺だけは確認させていただきたいと思います。

今回三つにした理由を四つほど述べられたんですけども、産業との連携ということで説明がありましたけど、産業を考えると、西三河でもっと拡大化したほうがいいんじゃないかという感想を持ったんですけども、そうすると西三河と豊田を一つにしたら、中心がどこだと、岡崎なのか豊田なのかという、その辺で別々にしたほうがいいということで別にしたのかもしれませんが、ずいぶんトヨタ系の企業が岡崎とか刈谷、安城にもありますので、特に工場に関しては十分連携をとりながら都市計画を進めていただきたい。

名古屋の方面でも豊田のところでは企業に勢いがあったりとかありますので、少し他の区域との連携みたいなことをやはり考えていかないと、本当の意味での拡大にはならないんじゃないかなと思っておりますので、当然考えてますよということかもしれませんけれども、ちょっと感想までです。

伊豆原会長

ありがとうございました。

今のお話は、先ほどの作元委員、中垣委員の質問等々にも関連しておりますが、何か事務局のほうでありますか。

事務局

松本委員のほうから、西三河というのはまだちょっと勢いがある。全国的にはもう既にピークは過ぎているんですけども、愛知県自身がちょっと特殊でございまして、私どもの総合計画も平成29年为目标で、平成32年ぐらいまで微増で伸びてくるという人口推計しています。それによって、また新たな市街地も必要だろうということで計画をつくっていますが、その新たな市街地を、それではどこに設けるのといったときに、さっき言いましたように、ただだらと市街化調整区域で広げていくのではなくて、駅を中心としたまちづくりだとか、それから、こういう一体的市街地の中に集約をする。要は緑の外環というのを一つコントロールの輪として、その中でも特に駅を中心としたところを中心に、将来、平成32年度で受け皿をつくっていかうという、そういう計画にしていますので、ただだら広げるということはないということで、改めて確認しておきたいと思います。

松本委員

前回もちょっと出た案ですね、地区計画はどうか。

事務局

地区計画ですね。

地区計画についてもどこでもやれるというのではなくて、駅から1キロ以内だとか、市街化区域に近接、それから大規模既存集落の中、もう既にある程度基盤ができているようなところでしかやれないというふうにしてあります。

松本委員

ただ、緑の外環にひっかかったらどうするんですか。

事務局

緑の外環の中であれば、より一層ハードルが高くなっています。緑の量を増やすとか、それから緑の外環でも本当に緑を守ろうというところについては、ちょっと今、運用指針の中では書いてありませんけれども、それをもう規定して、一部運用の見直しをしていきたいと考えております。

松本委員

ぜひ、それぐらいの熱意をもって取り組んでいただきたいと思うんですけど、公園とか池とかの形態はもう少し考えていただいて、ぜひ、その方向でお願いしたい。もう絶対さわらないぐらいの気持ちがなければ、緑の外環が保全できないと考えます。

伊豆原会長

今のご指摘はご意見だと思しますので、ぜひ今の松本委員のご指摘について考慮をして、これからプランニングをしてほしいということだと思します。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

光輪委員

農業のほうから考えましても、都市づくりで、あまりにも農地というのがおろそかに考えられるように思われますので、農地の保護の保全ということ、確保ということも十分考慮して、このマスタープランというものを進めていってほしいと思います。

伊豆原会長

何か、よろしいでしょうか。

今のご指摘、大変重要なことだと思しますので、そこはよく考慮していただきたいと思します。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問もないようですので、採決に入らせていただいてよろしいでしょうか。では、議案一つずつお願いしたいと思います。

第1号議案「豊田都市計画区域及び藤岡都市計画区域の変更について」を原案どおり賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(全員挙手)

伊豆原会長

ありがとうございます。

全員の挙手によりまして、原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第2号議案「豊田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」を原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

(全員挙手)

伊豆原会長

ありがとうございます。

全員の挙手によりまして、原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第3号議案、第4号議案も関連しております。第3号議案「豊田都市計画区域区分の変更について」及び第4号議案「豊田都市計画用途地域の変更について」を議題にしたいと思います。関連しますので、事務局から二つの議案についてご説明をお願いします。

事務局

それでは、第3号議案、豊田都市計画区域区分の変更と、第4号議案、豊田都市計画用途地域の変更を続けて説明させていただき、2議案まとめてご審議いただきます。どちらの案件も愛知県決定となります。

第3号議案については、議案書7ページから17ページ、第4号議案については、18ページから39ページとなりますが、説明は引き続き前方のスクリーンで行います。

まず、変更箇所を説明します。

一つ目として篠原町、二つ目として栄町地区、三つ目として越戸町地区、四つ目として落合町地区、五つ目として鷓ヶ瀬町地区、六つ目として中根町地区、七つ目として花園町地区、八つ目として寿町地区、九つ目として三軒町地区。うち、篠原町地区については、現在の土地利用状況を勘案し、市街化区域に編入するものです。2番目から7番目の地区については、区域区分の境界である道路等の整備に伴い、地形が変わるため、局部的に市街化区域及び市街化調整区域の境界の変更を行うものです。

1番目から7番目までの地区については、区域区分の変更にあわせて用途地域を変更します。また、8寿町地区、9三軒町地区については、用途地域の変更のみ行います。

では、1篠原町地区の区域区分の変更及び用途地域の変更についてご説明させていただきます。

市街化区域への編入の基準は、次の五つです。

一つ目として、上位計画との整合、二つ目として、基盤整備の確実性です。三つ目として、位置の妥当性です。四つ目として、規模の妥当性です。五つ目として、低・未利用地の状況です。

篠原町地区の市街化区域への編入基準について確認します。

こちらは、豊田市都市計画マスタープランにおける工業地の土地利用方針図です。篠原町地区は、新たな産業機能の立地と既存機能の高度化を計画的に誘導する産業誘導拠点に位置づけられています。このことから、上位計画との整合性が認められます。

こちらは篠原町地区周辺の航空写真です。当該地区は工業用地として既に開発、整備がされていることから、基盤整備の確実性が認められます。周辺の状況は国道155号、都市計画道路田初名古屋線、都市計画道路名古屋豊田線に近接し、かつ既存工業地と接続しています。このことから、位置及び規模の妥当性が認められます。また、隣接する工業地については、低・未利用地はありません。

以上のことから、市街化区域への編入の基準を満たすため、当該地区、赤色の斜線の区域、約23ヘクタールを市街化区域に編入します。

続きまして、篠原町地区の用途地域の変更について説明します。

当該地区は、民間事業者により工業系土地利用を目的とした開発が行われ、既に企業が進出しております。このことから、開発許可時点の目的である。工業系土地利用を担保し、隣接する市街化区域との一体的な土地利用を図るため、隣接する市街化区域の用途地域と同様、工業専用地域、建ぺい率60%、容積率200%を指定します。

続きまして、2栄町地区。

道路整備に伴い、道路中心が市街化区域の内側に変わったため、青色で示す0.09ヘクタールを市街化調整区域に編入します。なお、市街化区域に編入する区域については、用途地域の指定は行いません。

続きまして、3越戸町地区です。鉄道高架事業に伴い、鉄道中心が市街化調整区域側へ変わったため、赤色で示す0.17ヘクタールを市街化区域に編入します。また、隣接する市街化区域の用途地域にあわせて、第1種住居地域を指定します。

続きまして、4落合町地区です。道路整備に伴い、道路中心が変わったため、青色で示す0.03ヘクタールを市街化調整区域に編入し、赤色で示す0.03ヘクタールを市街化区域に編入します。また、市街化区域に編入する区域については、隣接する市街化区域の用途地域にあわせて工業地域を指定し、市街化調整区域に編入する区域については用途地域の指定は行いません。

続きまして、5鷓ヶ瀬町地区、道路整備に伴い、道路中心が市街化調整区域側へ変わったため、赤色で示す0.2ヘクタールを市街化区域に編入します。また、隣接する市街化区域の用途地域にあわせて、第1種低層住居専用地域及び第1種住居地域を指定します。

続きまして、6中根町地区です。道路整備に伴い、道路中心が市街化調整区域側へ変わったため、赤色で示す0.1ヘクタールを市街化区域に編入します。また、隣接する市街化区域の用途地域にあわせて、第1種低層住居専用地域を指定します。

続きまして、7花園町地区。伊勢湾岸道路建設に伴い、取り付け道路の形状が変わったため、青色で示す0.01ヘクタールを市街化調整区域に編入します。なお、市街化調整区域に編入する区域については、用途地域の指定は行いません。

続きまして、8寿町地区の用途地域の変更について説明します。スクリーンの図は現在の用途地域を示します。当地域で用途地域の変更を行う区域は都市計画道路水源橋線沿線の黒枠で示す約13ヘクタール。現在、当地区は、準工業地域及び第2種住居地域が指定

されています。

続いて、こちらが寿町地区周辺の土地利用現況図、青色が商業施設、濃い赤色が店舗、事務所関連施設、その他の色が住居系施設です。当地区は主として住居と店舗、事務所等が中心に立地しています。

変更の内容について説明します。

都市計画道路水源橋線の整備が平成25年に完了するめどが立ったため、これにあわせて、曙町交差点から山之手小学校南東交差点までの区間の幹線道路沿道にふさわしい土地利用を誘導するため、商業業務系の準住居地域に変更します。用途地域の境界の位置は、都市計画道路水源橋線の道路端から、南北ともに約50メートルです。なお、当地区は鉄道駅周辺の面的な商業地ではなく、幹線道路沿道であるため、建ぺい率60%、容積率200%については変更しておりません。

寿町地区の用途地域の変更の案を作成するに当たり、周辺地域の住民や地権者を対象に説明会を開催しております。平成21年11月26日に東田区民会館にて、36名の住民の方にご出席いただきました。また、用途地域を変更することにより、建物用途や環境基準などにより影響が想定される区域外の地権者及び事業者の方を対象に、個別に説明させていただき、ご理解をいただきました。

続きまして、9三軒町地区の用途地域の変更について説明します。スクリーンの図は、現在の用途地域を示したものです。今回、用途地域を変更する区域は、黒枠で示す約22ヘクタールです。当地区には昭和45年の線引き以前より、工業地域が指定されております。

続いて、こちらが三軒町地区周辺の土地利用現況図です。青色が工業系施設、赤が業務施設、その他の色が住居系施設及び公共公益施設です。当地区は計画的な工業用地整備が行われなかったため、民間開発による宅地化が進みました。さらに、近年は工場の撤退により、跡地での住宅開発が行われ、大半が住居系土地利用となっています。

変更内容について説明します。

住宅地に工場が立地する住環境を改善したいとの地域の要望を受け、地域と市で協議を行ってまいりました。その結果、建物用途の制限をする地区計画を定めることで地域と協議が整ったため、これとあわせて、国道153号沿道を沿線の用途地域と同じ第2種住居地域、それ以外の区域を第1種住居地域に変更し、住居系土地利用を誘導していきます。なお、建ぺい率60%、容積率200%については変更しておりません。

この用途地域の変更にあわせて定める地区計画については、第7号議案で説明させていただきます。

三軒町地区の用途地域の変更の案を作成するに当たり、周辺地区の住民、そして地権者を対象に説明会を開催しております。平成21年12月19日に小坂区民会館で、また、平成21年12月20日に三軒屋区民会館にて行い、それぞれ31名、43名、合計74名の方にご出席いただき、ご理解をいただいております。

続きまして、縦覧状況と今後のスケジュールについて説明します。

第3号議案、第4号議案ともに、平成22年6月11日から25日までの2週間、縦覧を愛知県都市計画課及び豊田市都市計画課の窓口にて行いました。第3号議案の縦覧者が3名、第4号議案の縦覧者が4名、両議案とも意見書の提出はありませんでした。

なお、当該内容につきましては、縦覧にあわせて豊田市のホームページに掲載しました。第3号議案については約50件、第4号議案については約30件のアクセスがありました。続いて、今後のスケジュールについて説明します。

本日の都市計画審議会の後、9月の愛知県都市計画審議会の議を経て、12月に都市計画決定告示を予定しております。

以上で第3号議案、第4号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

伊豆原会長

ありがとうございました。

第3号議案、第4号議案についてご説明いただきましたが、どちらからでも結構でございますので、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

松本委員

ちょっと勉強不足だと思うんですけど、1番目の篠原町地区ですけど、もう、工場は建ってるということですから、恐らく企業名も分かるかと思いますが。

それから、図面では田んぼの中に工場らしいものがあるような気がするんだけど、その区域でどのような状況か説明をお願いいたします。

伊豆原会長

では、お願いします。

事務局

今のご質問の件ですが、当該地区には大きく三つの企業が既に操業しております。一番上、青色で囲った上の部分ですね、そこが、名称でいいますと、矢野コンクリート、コンクリート二次製品製造の会社です。そして、真ん中のところがトヨタ自動車、そして一番下がアロー流通となりまして、3社の企業が既に大規模開発の許可を取って操業しているという状況になっております。

以上です。

松本委員

そういう大規模開発でどんどん許可を出していくんですか、調整区域で。

伊豆原会長

今回はこれだけでも、今後についてもこういうことがあるかということですか。

松本委員

だから、先回のお話だと、ないと言いなながらもあるような雰囲気が出てしようがないわけですよ、ご説明の中ではね。トヨタ自動車という大企業があるからやむを得ないことなんでしょうけども、それだったらもう少し計画的にちゃんと工業地域として指定すべきだ

と思います。

事務局

何か言ってることと説明してるものが違うんじゃないかという話だと思いますが、あくまでも新たな工業地の適地として、豊田市の都市計画マスタープランの中に産業誘導拠点というのを決めてます。先ほどの、この篠原町地区は、本当はもっと大きな工業計画を持っていますが、土石採取で、粘土をとってますので、なかなか広がっていかなくて、第1期で今終わってます。その第2期として、南側の矢野コンクリートだとか、それからアロ一流通の、あそこの区域は、当初の構想の中に入れてまして、そこにつきましては豊田市としても産業誘導拠点として、一つの産業の拠点としていきたいと思いますという位置づけにして、それを許可させていただいているというところでございます。

松本委員

市街化区域を少なくともここらあたりはこのまま延ばしていけばいいわけですよ。矢野のところまで開発進んでるんだから、一体的な計画区域でいかないと。

事務局

今、松本委員のおっしゃってる、こっちのほうまでやればいいじゃないかということ。

松本委員

そうそう、道路の反対側もね。計画的にやられた地域だということでやってきているんだったら、今回の見直しなんだから、ここを指定したらどうですかということですよ。

事務局

まだ、粘土をとってる最中なものですから、事業の担保性というんですかね。例えば市街化区域に編入したにしても、まだこれから何十年と粘土をとって、1次、2次とやっている、土石をとっているところなものですから、そこを今回、事業の担保性がないということで市街化区域に入れ込むことは条件に当てはまらないということから今回の区域から外れているということです。計画的に先に丸を打って、そこで工業を誘致していったらどうだという話なのかもしれませんが、やはり区域区分の一つの原則として、事業の担保性、たまたまこれはもう既に大規模開発で三つの開発が先にやられていますけれども、それも篠原工業団地という中での隣接地での開発。それは、将来はちゃんと市街化区域に編入していきますよという条件での開発なものですから、今回、そういう土地利用転換があったということでタイミングが合って、今回も区域区分の中に入れたということが、その実態でございます。

播磨委員

第4号議案の8番と9番ですね、用途地域の変更なんですけども、ご説明のときに、地元の意見とか要望を踏まえてという、そういうようなことであつたと思いますけど、質問なんですけども、どんな形で地元から要望が出て手続に至ったのか教えてください。

伊豆原会長

8番と9番の件、お願いします。

事務局

今ご質問の8番と9番ですが、地域からの要望は9番の三軒町地区だけです。三軒地区につきましては、もともと住工混在地ということで、地域の方々も非常に住むのに環境が悪いという認識がございまして、以前から何かいい手法はありませんかというようなことが都市計画課のほうに寄せられておりました。

当初、都市計画マスタープランを豊田市の中で検討していく中でも、そういったご意見がありまして、その後、都市計画マスタープランで住居系の土地利用を図っていく地区であるとの土地利用方針を定めまして、その後、地域の方々との協議をさせていただき、最終的に、この地区を住宅地としてはどうかということが方針として決まっております。当初は地区計画という手法も考えていたんですが、愛知県と相談させていただきまして、用途地域をあわせて変更していこうということになりました。

具体的な地区計画の中身につきましては、もう少し建物の制限もしておりますので、第7号議案のほうで説明させていただきたいと思っております。

伊豆原会長

わかりました。

よろしいですか。ほかにいかがでしょう。

小木曾委員

先ほどの篠原町地区の件が一番理解しにくかったんですけども、市街化区域に指定することによってどういう効果があるのか、教えていただきたいのが一つ。

それからもう一つ、道路の整備に従ってちょっとした空間ができて、それをどの用途地域にするか、ということなんですけれども、これは隣接のそれと同じにすると考えてもよろしいんですか。またそれが所有者との関係で、どう使われるかお伺いしたい。

伊豆原会長

一つは篠原町地区のことで、それからそれ以外は、道路の整備によって2番目からずっと7番目まで変更になりますね。その部分が、今までの延長線の話なのか、どういう理屈で、それが市街化区域に編入されたり、それから市街化調整区域にされるとなると、土地の所有の問題と、先ほど税の問題が出てきましたけど、そういう関係のことが出てくる場合がある、こういうご質問だと思います。

お願いします。

事務局

すべての的確に答えられるかどうかわかりませんが、一つは、ここを市街化区域に編入することのメリットというんですかね。

実は開発で、例えばこの企業も、トヨタ自動車で、まだしっかりできてないんですけども、開発の条件というのがありまして、開発の条件にあったものをつくります。そのため、用途が限られています。例えば将来大きな事業転換を図るとか、例えば規模を拡大するだとか、次の手を打とうとしたときに、開発許可でやろうとすると、あなたはこの土地をこの条件で開発しますよという許可をとって、それと違うことをやろうとしたときに、また新たに開発をとり直さなければいけないという、そういう企業の事業展開でのデメリットというのがあります。それを、逆に市街化区域にして、工業専用地域にすることによって、その工業専用地域の中の事業展開があれば、いかようにも、この建ぺい率容積率の中でやれるという非常に大きなメリットがございますので、そういう点で市街化区域にすることが今後の土地利用展開に大きく寄与してきます。企業の戦略というんですか、事業展開にも自由度が増すということのメリットが非常に大きいので、こういうところについては、市街化区域に入れていきたい。

ただ、都市計画税を取られるだけだったら、もうやめてくれという方もお見えになるかと思いますが、それは企業ともお話をさせていただきながら区域を決めております。

伊豆原会長

それから、先ほどの後の件についても説明願います。

事務局

あと、2番から7番のものにつきましては、ほとんど公共施設の中、道路の拡幅に伴って、道路のセンターが移動したことによって市街化区域から外しますよ、市街化区域に入れますよという、そういうものですので、所有者は公共、国道だとか県道だとか市道の公共の中です。

その他に一つ名鉄がありますが、名鉄の越戸駅のところについては、名古屋鉄道の敷地の中の一部を、高架事業で、鉄道を上へ上げて、ちょっと幅が広がったものですから、その分だけちょっと市街化区域に入れますが、あの土地は鉄道用地の中の話でございますので、そこに何か建つだとか、そんな話ではございません。

伊豆原会長

ただ、越戸町地区は、上に上げた分だけ、下の用地が使えることは使えるようになるのですよね。

事務局

高架下は使えるようになります。

伊豆原会長

市街地調整区域だと使えないけど、市街化区域に編入することによって活用の道が開けるようになるということですね。

事務局

はい、それはありますね。

伊豆原会長

よろしいですか。何か先ほどの篠原町地区の件でちょっともどりますが。

片木委員

篠原町地区で問題になってるのは、開発許可をした後で、後追いで市街化に編入するのはいかがなものかということだと思います。後追いで編入することになると、どんどん開発が進められていく危険性があるというご指摘だと思います。

また先ほどの説明では、開発する側にとってのメリットは述べられているのですが、コントロールする側、すなわち豊田市や豊田市民側にとってのメリットがどこにあるのかについては触れていません。市が開発する側に立って開発を進めていくという危険性はありませんか。

事務局

私のほうでちょっと補足させていただきます。

今、ここが問題になってますが、そもそもこれをやりました張本人でございまして、豊田市がちょうど篠原工業団地ということで、現在ある青い部分が第1期、赤い部分が第2期の一部ということで、遠大な八草に至る工業団地構想を持っております。ただ、それは今も生きてるかというのは、それはちょっと置きまして、その中の一環として、今、青い部分と、一番下の赤い部分は市で先行的に工業団地開発というものを行ってきて、それに引き続いて、この部分がくっついて、これでも2期というのはもっと大きなエリアを持っているんですが、そういう部分ででき上がってきたということです。そこが、ちょうど中が埋まってまいりましたので、この部分をこちらと同じく工業専用地域にしていこうということで、そして、そういう意味では、後追いの都市計画ではないかということですが、その前段として、豊田市はこのエリアを工業団地として進めていこうということで、こうしたことが今後どこでも行われてしまうということでは決してございません。豊田市としてはこのエリアで工業地開発をするという、前段の部分の埋まった部分を工業専用地域としてきちっと整備していこうというものでございますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

伊豆原会長

よろしいですかね。

今のお話は、篠原町地区の計画といいますか、計画というよりも、むしろ構想と言ったほうがよろしかったですかね。工業開発、整備についての圧力が随分あった時代に、篠原の整備はどうしていこうかということですね。

それから、もう一つは西広瀬だったですかね、もう少しエリアがはっきりしていなかったと思うんですけども、ここからここまでという図面ではなくて、こういったエリアについてはこういう工業系の開発をしようという方向性がつくられた時期があって、それに基づいて今のお話があったんですね。

事務局

そうですね。これから先がまだずっとあるわけですが、この部分はガラスの原料、珪砂の採掘が現在もされておりまして、さらに、この部分もそうでしたけども、そういう採掘跡地の活用ということも含めて、工業地開発をこの地で進めていこうということです。ただ、全体構想が現在まで残っているのかということところはちょっと甚だ疑問な部分がございますが、少なくともその一環の中でやったエリアの話で、今後ともこのエリア、さらにはこの間に将来の道路用地なんかも予定しているんですが、まだきちっと整理されてないところもあるわけですが、当面、今のこの部分というのは、その一環で整備してきたものがあります。

伊豆原会長

今、先生がおっしゃったように、そういう意味では、むしろどこまでを大規模開発するとか、開発整備とか、開発を認めていくかというあたりを、どこかで議論をしておくといいのではないのか、ということだと思っております。

事務局

それは我々も今、やっぱり都市計画課として、豊田市における工業用地適地というのはどうなのか、今後そういうニーズはどこに求めていくんだというようなことは重要なことだという認識を持ってしまして、産業部が今後の需要増に対して、どういうところで、方向で受け皿を設けていくのかという整理を一方で今させていただいているという状況です。

伊豆原会長

そうすると、それがまとまったときは、またここでご報告いただくかどうかは別としても、何らかの形で見せていただけるときがあるということですね。

松本委員

もう一つ、結局その先はもうみよし市ですよ。

伊豆原会長

青少年公園の南側になるんですね。

事務局

その場所ですか。

伊豆原会長

そうです。

松本委員

都市計画区域が拡大された場合、今だったら豊田とみよしの境に公園があってもいい

と思うんですが。昔は小さな都市計画区域のときはね、豊田とみよしはいつも一緒だけれども、町の中心があって、田んぼがあって、緑があって、そしてまた田んぼがあってという、連続していったはずなんです。規模が拡大してくると、そういうことがなくなると思うのと同時に、豊田の場合は二つでも三つになっても、都市のほうがり拡大していかなければ、しょうがないかなと思ってらんだけど、このみよしの部分はもう……何か豊田とみよしが一体にしちゃおうとしているような感じがして、ある意味では豊田の都心をぐるっと回ってる緑の部分が消えていってしまう。今のような話が出てくると、ちょっとやめてよという感じがしちゃうんです。今、……わかりますけども、開発の状況が見えますからね、せっかくの緑がどんどんなくなるというのは……、もうちょっときちんと計画して、採掘した後は全部工場にすることはないわけで、……そういうふうなのがあるはずですから、早目に構想を公にするなり、都市計画としては開発する前にこれを工業専用地域を指定していくべきじゃないのかなという、半分素人的な発想かもしれませんが、ちょっとまたもとに戻っちゃって申しわけありません。

伊豆原会長

そういう意味では、今、調整監がおっしゃっていただいた、都市計画と、開発側とのお互いのその部分の調整をちょっと整理していただいて、青少年公園の東側から北へ向かって全部そうなんです、そこらあたりとの環境を含めて、跡地保全なのか利用なのか、環境的にどうしていくとか、そういったような検討がされた上で、この部分を整理していただくということが必要になるかと思えますし、今の松本委員のお話はそういうことではないかと思えます。

それから、都市計画としての考え方もどこかで整理しておかないといけない。ぜひ、ご検討いただいて、またご報告いただけたらいいかなと思います。よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。第4号議案のほうはよろしいでしょうか。

では、ご質問もございませんようですので、採決に移らせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、一つずつお願いしたいと思います。

第3号議案「豊田都市計画区域区分の変更について」、原案どおり賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(全員挙手)

伊豆原会長

ありがとうございます。

全員挙手によりまして、原案どおり承認することに決定いたします。

それから、第4号議案「豊田都市計画用途地域の変更について」を原案どおり承認に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

伊豆原会長

ありがとうございます。

全員の挙手によりまして、原案どおり承認することに決定いたします。

それでは、続きまして、第5号議案と第6号議案も関連しております。第5号議案「豊田都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」及び第6号議案「豊田都市計画地区計画の変更について」を事務局から説明願います。

事務局

では、続きまして、第5号議案と第6号議案をまとめて審議いただきます。

この2議案は、第1号議案及び第3号議案の変更に伴う区域の変更及び計画書の軽易な変更であるため、あわせて説明させていただきます。どちらの案件も豊田市決定となります。

それでは、第5号議案「豊田都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」説明させていただきます。

議案書では、40ページから44ページとなります。前方のスクリーンをごらんください。

準防火地域の変更を行う場所は、区域区分の変更となります落合町地区で、市街化区域の境界が変更されるのに伴い、同様に、準防火地域の区域の変更を行うものです。

次の図は新旧対象図、黄色が準防火地域を示しています。スクリーン左側、変更前の青色の部分由市街化区域に編入することに伴い、新たに準防火地域を指定し、赤で囲まれた部分由市街化調整区域に編入することに伴い、準防火区域から除外します。この結果、画面右の変更後の図のようになります。

縦覧状況及び今後のスケジュールについて説明します。

平成22年6月11日から25日までの2週間、都市計画課窓口にて縦覧を行いました。縦覧者、意見書の提出ともありませんでした。なお、当該内容は縦覧にあわせて豊田市のホームページに掲載し、4件のアクセスがありました。

続きまして、今後のスケジュールについて説明します。

本日の都市計画審議会にてご審議いただいた後、ご承認いただきますと、愛知県知事への同意を経て、12月に都市計画決定告示を予定しております。

以上が第5号議案の説明となります。

続きまして、第6号議案「豊田都市計画地区計画の変更について」説明いたします。

この案件は、豊田市決定となります。議案書については、45ページから57ページとなります。引き続き前方スクリーンをごらんください。

地区計画の変更を行う箇所は、1中町地区計画、2市木南地区計画、3西中山茨廻地区計画、4梅坪地区計画、5鵜ヶ瀬地区計画、以上の五つの地区計画を変更します。

まず、1中町地区計画、2市木南地区計画について説明します。当変更は、当該地区計画区域における土地区画整理事業が完了し、それに伴い、計画書で示す位置の名称に変更が生じたため、スクリーンに示すように変更します。なお、この変更は軽易な内容のため、縦覧を行う必要はありません。

続きまして、3西中山茨廻地区計画の変更内容について説明します。西中山茨廻地区計画については、第1号議案の豊田都市計画区域の変更に伴い、都市計画の名称を藤岡都市計画から豊田都市計画に変更するものです。なお、この変更は軽易な内容のため、縦覧を行う必要はありません。

続きまして、4梅坪地区計画の変更について説明します。こちらが梅坪地区計画の計画図の新旧対照図です。第3号議案の区域区分の変更で説明しました落合町地区における市街化区域の境界の変更に伴い、新旧対照図のとおり地区計画区域の変更を行うものです。

続いて、5鵜ヶ瀬地区計画の変更について説明します。こちらが鵜ヶ瀬地区計画の計画図の新旧対照図です。第3号議案の区域区分の変更で説明しました鵜ヶ瀬町地区における市街化区域の境界の変更に伴い、新旧対照図のとおり地区計画区域の変更を行うものです。

続きまして、梅坪地区計画と鵜ヶ瀬地区計画の変更に関する縦覧状況について説明します。地区計画の変更を行うに当たり、原案の縦覧及び案の縦覧を行いました。都市計画法第16条に基づく原案の縦覧を平成22年5月7日から21日まで、都市計画法第17条に基づく案の縦覧を平成22年6月11日から25日まで都市計画課窓口で行い、縦覧者、意見書の提出ともありませんでした。なお、6月11日から25日の案の縦覧にあわせて、当該内容を豊田市ホームページに掲載したところ、約30件のアクセスがありました。

今後のスケジュールについては、第5号議案と同様です。

以上で第5号議案、第6号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

伊豆原会長

ありがとうございます。

ただいま第5号議案、第6号議案、一緒にご説明いただきましたけども、何かご質問、ご意見がございますでしょうか。

三江委員

勉強不足ですみません。防火地域と準防火地域の違いを教えてください。

事務局

建物を建てるときの、建物の構造上、材質を含めて基準が違っておりました。例えば例を出しますと、防火地域が指定してあるところ、わかりやすく言いますと、この豊田市の街なかでございます。こういったところでは、例えば鉄筋コンクリートの建物等による延焼防止の機能があるかと思えます。準防火地域はもう少し周囲で指定されているんですが、通常の住宅、戸建ての住宅においても、例えば、不燃物を使った外壁であるとか、雨戸とかにもシャッターがついたもの、ガラス窓に編み目が入っていると、そういったような仕様になっております。防火地域のほうが、より災害対策ですとか防災対策に強化されたものとなっております。

伊豆原会長

よろしいですか。

ほかによろしいでしょうか。

では、ご質問もないようですので、第5号議案、第6号議案の採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、各議案ごとをお願いいたします。

第5号議案「豊田都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」を原案どおり賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(全員挙手)

伊豆原会長

ありがとうございました。

全員の挙手によりまして、第5号議案は原案どおり了承することに決定いたしました。

第6号議案「豊田都市計画地区計画の変更について」を原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(全員挙手)

伊豆原会長

ありがとうございました。

第6号議案も全員の挙手によりまして、原案どおり承認することに決定いたしたいと思います。

次に、第7号議案「豊田都市計画地区計画の決定について(三軒小坂地区計画)」を議題にしたいと思います。

事務局からご説明をお願いします。

事務局

第7号議案「豊田都市計画地区計画の決定について」説明します。

この案件は、豊田市決定となります。

議案書では、58ページから61ページです。前方のスクリーンをごらんください。

地区名は三軒小坂地区です。当地区計画の決定は第4号議案、用途地域の変更、三軒町地区の変更にあわせて定めるものです。三軒小坂地区計画は用途地域の変更と同じ区域で、赤枠で示す約22ヘクタールの区域です。当地区は、南を国道153号、北を県道豊田東郷線に挟まれた区域で、豊田市駅から西へ1.5キロに位置しています。

三軒小坂地区計画の目標は、用途地域の変更の目標と同様に住工混在を解消し、工業系から住居系への適切な土地利用転換を図ることで、良好な住環境を形成することを目的としております。また、この地区計画の目標に基づいて、土地利用の方針を定めます。

まず、用途地域の変更に当たり、第1種住居地域を指定する区域を住宅地区として定め、周囲環境を考慮しつつ、質の高い住宅施設の立地を図ります。あわせて地区内の公共施設の拡充を目指し、住宅地としての基盤整備を図ります。

また、用途地域の変更に当たり、第2種住居地域を指定している区域を沿道地区として

定め、住環境の保護を図り、幹線道路に隣接する立地条件を活かし、利便性の高い地区として市街地が形成されるよう立地誘導を図ります。

こちらは計画図です。黄色で示す区域が第1種住居地域を指定する区域で、三軒小坂地区計画で住宅地区として定める区域です。また、赤色で示す区域が第2種住居地域を指定する区域で、沿道地区として定める区域です。土地利用の方針に基づき、建築物等の整備の方針を定めます。

まず、住宅地区については、住宅地として良好な環境を形成するよう、大規模な店舗や事務所等の立地を規制し、閑静で良好な居住環境を誘導します。沿道地区については、幹線道路沿道にふさわしい商業業務機能を誘導しつつ、大規模な建築物を規制し、住環境の保全を図ります。この建築物等の整備方針に基づき、それぞれ建築物の用途の制限を定めます。住宅地については、店舗などでその床面積が1,500平方メートルを超えるものの立地を規制します。また、沿道地区については、店舗などでその床面積が3,000平方メートルを超えるものの立地を規制します。

三軒小坂地区計画の原案を作成するに当たり、周辺地区の住民や地権者を対象に説明会を開催しております。なお、当説明会は、第4号議案の三軒町地区の用途地域の変更とあわせて説明会を開催しておりますので、説明は省略させていただきます。

続いて、縦覧状況について説明します。

当地区計画の決定に当たり、原案の縦覧及び案の縦覧を行いました。縦覧期間、縦覧場所については第6号議案と同様です。縦覧者はそれぞれ1名、意見書の提出はありませんでした。なお、6月11日から25日の案の縦覧にあわせ、当該内容を豊田市ホームページに掲載し、約20件のアクセスを確認しています。

今後のスケジュールについては、第6号議案と同様となっております。

以上で第7号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

伊豆原会長

ありがとうございました。

第7号議案の地区計画の決定についてですが、これについて何かご質問、ご意見がございますでしょうか。

八木委員

沿道地区のお話なんですけど、この沿道地区面積の約2分の1がお墓だと思うんですね。これをどうしようとしているのか、その辺の意見はどういうふうに集約していますか。

事務局

今、八木委員のおっしゃっているのはこのところございまして、国道153号の横、八迫山というお墓なんです。これは地区計画の計画図でございまして、先ほど用途の議案があったかと思うんですが、工業地域だったものを、この153号の沿道商業、土地利用と整合を図るために、この沿道地区につきましては東側の用途とあわせて、第2種住居地域に見直しをしております。

その第2種住居地域に見直したところについて、当然、用途地域が違うものですから、

それぞれの住居と、それから沿道地区ということで地区計画の区域を分けて、第1種住居地域が3,000平方メートルになるんですね。3,000平方メートルまでできるのを1,500平方メートルまでに落とす。それから、こちらについては1万平方メートルを3,000平方メートルまで下げて、将来、八迫山の墓地をどうこうしようとするのではなく、そういう大きな土地利用が、大きな店があんまりここに来ない、3,000平方メートルぐらいのものまでなら許容してもいいんじゃないかというような計画を地域とやりとりしながら決めてきたということで、大それてお墓の、土地利用転換を図っていくというようなことは一切考えておりません。

八木委員

そうすると、お墓があるなしにかかわらず、その国道153号沿いの連続性を考え決定するということか。

事務局

そうです。

伊豆原会長

よろしいですか。

では、続いて片木委員どうぞ。

片木委員

ここでも、土地利用の方針はわかるのですが、実際、地図を見ますと、かつての集落内に、非常に狭い幅員の道路があったり、袋小路のような道路があったり、その内側には果樹園とか畑がまだ残されています。それを将来どのようにしていくのでしょうか。

事務局

先ほど土地利用の現況図もちょっと出ておりましたけども、工業地域ということで、工業の立地も部分的にあったんですけども、それより早く、豊田市の人口の増加、トヨタ自動車の急激な拡大に伴って、民間の開発によって、路地延みみたいな形での住宅開発がこの工業地域でなされたというのが豊田市の歴史上の実態です。工業地域なものですから区画整理事業をやったらどうだという話ではなくて、工業の立地を誘導しようとしていたんですけども、それにも増して住宅開発のポテンシャルなり需要が多くて今の状態になったというところなんですね。それで住工混在でトラックも入ってくるし、非常に住環境も悪いものですから、後から来て何だという話はやっぱり工場側からありましたけれども、多勢に無勢ではないですけども、住む方が多いものですから、用途を今回変えて、これ以上の工場の立地を防ごうということに、今なっています。

ただ、先ほど片木委員がおっしゃったように、この密集市街地についてそれじゃあどうするのということなんですが、要は道路をどうするんだという話に直結してくるかと思うんです。市道計画で今1本ここに抜こうということで、市道の認定もしまして、地元にも土木課が入ったんですね。ただ、どうしても地主と、一部ちょっと話が壊れて、今、停滞

してるといふか、こちらの道路、9メートルぐらいでつくっているのですが、こちらの小学校がありますので歩道つきの道路をつくっていますが、この間、用地買収が進んでないというのが1点です。

それから、もう一つ道路を北側に、小坂のほうに、要はこういう道路を少なくとも1本、区画道路として入れましょうという構想を持って、地域には単独で入っているんですね。ただ、なかなかうまくいかないというのがあります。今回の地区計画で地区道路として決めていくという方法もあるんですが、いかんせん、かなり強固な反対をされているものですから同意もとれないということで、地区道路までやると、この用途地域の変更自身が飛んでしまうということで、本当に今、最小限の計画案になってます。決してこれをそのまま放置するんじゃなくて、こういう地区道路の構想を見て、土木課のほうで、ちょっと苦労しながら検討しているというのが今の実態でございます。

伊豆原会長

それではよろしいですか。ほかにいかがでしょう。

またお願いなんですけど、ここの地区は、随分古くからのところですよ。三軒町の交差点までの南側なんですけど、上の道路はもともとが旧153号ですよ、せっかくこの地区計画として、地元の皆さんと、話し合いができてきたということは大変いいことなので、今おっしゃったように、基盤については、これから災害とか、自然災害とか等々、地震を含めて考えると、ここあたりは随分厳しい条件にならざるを得ないという感じがします。ここは私も、道に迷ったことが何回もありますので、ぜひ地元の皆さんとそういったあたりを含めて議論していただいて、やっぱり基盤が要るのだというところを、社会基盤としてそういう空間が要るのだというあたりをぜひ議論していただけたらと思います。

事務局

もう一つ。

やはり先生がおっしゃったように、密集市街地というんですか、こういうスプロール的にどんどん広がってきた市街地、豊田市にたくさんありまして、そこをどういうふうにするかというのは非常に大きな都市計画上の課題だと思っています。

それを解決する一つの手法として、やはり地区計画という、今回やろうとしていることなんですけれども、それで建物の建て方だとか、例えば今度、建て直すときに、道路から一步下がらしましょうという道路後退や壁面後退だとか、それからこの建設会社の大きな作業場だった所が、今、住宅開発で分譲されているのですけれども、最低敷地面積を決めるとか、そういうものを本当はセットしてやっていきたい。今回ちょっと間に合わないんですけど、今後こういうところについてはそういうまちづくりを、地域と協議しながら、ルールを決めていきたいと思っています。

それともう一つ、耐震ですか。道路を広げるのは非常に今は厳しいんですけども、耐震診断をやって、耐震対策をやることによって、狭い道路だけれども倒れない。倒れないことによって避難路を確保するという、そういう考え方もあるかと思っておりますので、今、私も都市整備部の建築相談課というのが耐震診断の補助、それから耐震化に対する補助制度もつくってますので、そういうのもPRしながら、ここでの防災面の向上を図っていき

いと考えております。

伊豆原会長

ぜひお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

小木曾委員

ここに住宅地区という表現があるんですけども、用途地域の変更と地区計画との相互の関係がわからないのですが。結局どういう規制によって誘導をされるのでしょうか。

伊豆原会長

要は用途の規制と地区計画の関係ですね。

事務局

今回、ここで住宅地区、それから沿道地区と分けているのは、この地区計画で区域を細分化し、分けたんですね、その名称だけであって、用途地域をあらわした名称ではございません。あくまで用途地域としましては、今、都市計画のには12種類の用途地域がありまして、この住宅地区は第1種住居地域をベースにした用途で、この黄色の住宅地区については、さらに、先ほど建物の規模の話をしていただきましたが、規模だけを上乘せで制限するという形になっております。特に地区計画のほうで住宅地区という定義があって、それに対するいろんな建物への制限が、決まっているのではなく、今回のこの三軒小坂地区での区域を分けたところの名称ということです。例えば、上を第1地区、下を第2地区でもよかったんですけども、わかりやすく住宅地区、沿道地区というようにさせていただきました。

伊豆原会長

よろしいですか。

あくまでも、名前をつけたということだけなのですね。だから先ほどの第4号議案のところで承認いただいた用途はこちらが優先で、単なる名前にしているだけだと、こういうことですね。

ほかにいかがでしょうか。

では、ご質問、ご意見もございませんようですので、採決に移らせていただこうと思います。

第7号議案「豊田都市計画地区計画の決定について（三軒小坂地区計画）」に、原案どおり賛成していただける方は挙手をお願いしたいと思います。

（全員挙手）

伊豆原会長

ありがとうございました。

全員の挙手により、原案どおり承認することに決定いたしました。

午後 1 時 3 0 分から始めましてもう 2 時間ほどたっております。大変お疲れかと思しますので、10 分くらい休憩したいと思っております。次は、3 時 4 0 分から再開したいと思しますので、よろしく願いいたします。

午後 3 時 2 9 分 休憩

午後 3 時 4 0 分 再開

伊豆原会長

それでは、定刻になりましたので再開したいと思います。

それでは、第 8 号議案「豊田都市計画生産緑地地区の変更について」を事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局

それでは、第 8 号議案、豊田都市計画生産緑地地区の変更、豊田市決定案件について説明をさせていただきます。

都市計画課の中根と申します。よろしく願いします。

まず初めに、生産緑地制度の説明となりますが、生産緑地地区とは市街化区域内にある農地の緑地的機能に着目しまして、都市化の進展に伴う公害や災害の防止、良好な都市環境の保全に役立つ農地を生産緑地として指定し、計画的に保全をしようとする制度であります。

また、将来における公共施設の用地として、特に公園緑地の適地としての確保も目的としております。豊田都市計画では平成 4 年 1 2 月に、藤岡都市計画では平成 2 2 年 4 月に当初の指定をしております。

今回の変更内容は、この豊田都市計画における指定箇所の除外や面積を変更する実質的な変更と、都市計画区域の再編に伴い、藤岡都市計画での指定箇所を豊田都市計画に変更する形式的な変更の二つとなります。

次に、生産緑地の指定について概要を説明します。

生産緑地に指定した要件としましては、一つ目として、市街化区域内の農地であること。二つ目として、面積が一団で 5 0 0 平方メートル以上の農地であること。三つ目として、3 0 年間、農地として管理すること、であります。

また、生産緑地制度では、その指定によりまして、一つ目として、行為の制限がかかります。建物の新築や宅地造成などの行為が不可能となります。二つ目として、課税制度が変わります。市街化区域内農地の宅地並み課税から、一般農地としての農地に準じた課税になります。三つ目として、農業支援が受けられます。市や農業委員会から、生産緑地の管理のために必要な助言が受けられます。これらを受けながら、生産緑地としての管理が行われております。

生産緑地は、3 0 年間農地として管理されることが基本的条件となりますが、指定後に除外される場合があります。一つ目として、道路や公園などの公共施設の用地として、地方公共団体等が取得した場合。二つ目として、地権者からの買取り申出制度による場合に

限られます。この買取り申出制度というのは、生産緑地の指定から30年を経過した場合、あるいは主たる農業従事者が死亡や故障、病気、けがなどにより、農業の継続が不可能な場合。どちらかの理由が発生したとき、地権者の意向により、市域に対して買取りを申し出ることができる制度であります。この買取り申出が市に提出されますと、市や県などの地方公共団体が買い取る場合と買い取らない場合に分かれます。これらの流れによりまして、地方公共団体が買い取り公共施設として整備される箇所や、市が買い取らずに、行為制限が解除される箇所が発生することから、これらの箇所を生産緑地地区から除外するために、都市計画の変更の手続を行うものであります。

それでは、今回の議案書の内容について説明をさせていただきます。議案書63ページになります。

豊田都市計画生産緑地地区の変更としまして、都市計画区域の再編に伴い、藤岡都市計画生産緑地地区及び豊田都市計画生産緑地地区を豊田都市計画生産緑地地区に改め、面積を約63.0ヘクタールに変更します。

その理由としましては、先ほども説明しましたが、公共施設の用地に供される箇所や買取り申出により、行為制限が解除された箇所などの指定場所の変更と都市計画区域の再編に伴い、藤岡都市計画生産緑地地区から豊田都市計画生産緑地地区に変更するものであります。

次に、今回の変更による団地数及び面積の説明ですが、議案書64ページの上段となります。

豊田都市計画の変更前は平成21年11月10日告示で、団地数が387団地、面積が約63.5ヘクタール。また、藤岡都市計画の変更前で、平成22年4月6日告示で、団地数が11団地、面積が約1.4ヘクタールとなっており、変更前を合計しますと、398団地、面積が約64.8ヘクタールでありました。今回の変更によりまして、買取り申出での行為制限の解除や公共施設の用地取得により、団地ごと除外する面積が約0.8ヘクタール、団地の一部を除外する面積が約1.0ヘクタール、表示の変更で増加する面積が約0.007ヘクタールとなり、合計しますと、団地数では9団地、面積では1.8ヘクタールが除外されることとなります。

変更後としましては、団地数が389団地、面積は約63.0ヘクタールとなります。

次に、変更する箇所別調書ですが、議案書の64ページから65ページとなります。

この一覧は、買取り申出により行為制限が解除された箇所、公共施設の用地として取得した箇所の一覧でありまして、団地番号1-4以下、計17カ所、面積は約1.8ヘクタールとなっています。

次に、表示のみ変更する箇所が、議案書66ページとなっています。

分筆による地籍訂正が団地番号4-57の1カ所と、都市計画区域の再編に伴いまして、藤岡都市計画から豊田都市計画に変更する箇所が、団地番号8-1から8-11の11カ所となっています。

今回変更する箇所の位置につきましては、議案書の67ページにある総括図となります。除外や一部除外をする団地を黄色の丸印で、藤岡都市計画から豊田都市計画に変更する団地を赤色の丸印で示しております。変更する箇所を具体的な例で説明しますと、議案書の68ページとなります。

こちらは今回変更する計画図で、変更する団地 1 - 4、1 - 5、1 - 6、1 - 39、1 - 40 を黄色で示しております。例えば 1 - 4、1 - 39、1 - 40 ですが、これらにつきましては点線の、こちらのスクリーンですと点線が入っております。これが道路事業の計画図になりまして、道路事業の買収によりまして 1 団地ごと買収されるため、団地ごとの除外となります。

隣にあります、1 - 5、1 - 6 につきましては、道路事業によりまして団地の一部の筆が買収されますので、その団地においては買収後も農地が 500 平方メートル以上残るため、買収される場所だけを団地から一部除外するという扱いになります。なお、そのほかの変更箇所は、議案書 69 ページから 76 ページとなります。

続きまして、こちらのパワーポイントですね。議案書 77 ページになります。

こちらは藤岡都市計画から豊田都市計画に変更する箇所の計画図でありまして、豊田都市計画に変更する団地 8 - 1、8 - 2 を赤色で示しております。そのほかの変更箇所につきましては、議案書 78 ページ、79 ページとなっております。

最後に、縦覧結果と今後のスケジュールについて説明いたします。

変更案の縦覧を平成 22 年 6 月 11 日から 25 日まで行った結果、縦覧者が 1 名、案に対する意見書の提出はありませんでした。

今後のスケジュールにつきましては、本日の審議会を経た後、愛知県からの同意を受け、平成 22 年 12 月の告示を予定しております。

以上で第 8 号議案「豊田都市計画生産緑地計画地区の変更について」説明を終わります。

伊豆原会長

ありがとうございました。

ただいまの第 8 号議案の説明についていただきましたけども、何かご質問、ご意見はございませんか。

片木委員

直接本件にかかわる問題ではないと思いますが、これから豊田市でも、高齢で農業に従事できない方がどんどん増えていくのに従い、生産緑地がどんどん少なくなっていく可能性があるように思います。市街地における農地についての長期的なビジョンをお聞かせください。

事務局

市街化区域の中の農地に対する、そういう少子高齢化に対するの関連での考え方というのは、私が答えるよりも、お隣の農業委員会に答えていただいたほうがよろしいかと思うんですが、市役所に私ども産業部農政課というところがございまして、そちらと、例えば生産緑地の取扱いについていろいろ議論をしております。間違ったら、また指摘していただければいいんですけども、その中では、今、片木委員がおっしゃったような市街化区域の中の農地を、積極的にそれを一つの方向として位置づけて、例えば将来の高齢化のため、皆さんが、家庭菜園じゃないですけど、そういうものとして使うだとか、それが生きがいになるとか、それが一つの対策になるというような位置づけを、残念ながら私どもは、

いろいろ意見を言っているのですけども、聞こえてきません。聞こえてこないというのは、そういう意識が、ちょっと農政サイドのほうには、市街化区域の中の農地に対する意味づけというのがあんまり重要視されてないというのが、庁内で話している中ではそう感じます。

ですから、こういう農地が減ることに対して、積極的に農政サイドで食いとめて、それを活用して、市民農園だとかいろんなことに転用していこうという話は、同じ市なんですけれども、あまり聞こえてまいりません。

ただ、可能性としてはあると思いますので、農政サイドがそういう市街化区域の中の農地の意味を見出して、政策転換を図っていくというのであれば、非常に有意義な、有効な土地だと思います。

ただ、豊田市として、生産緑地につきましては、以前もちょっと都計審の中で話をさせていただいたかもしれませんが、先ほどの建て結った市街化区域の中でもそうですが、ああいうところに生産緑地がちょこちょこあるんですね。そういうものを、余り大きくないものですが、2,500平方メートルぐらいの街区公園に指定して、一時避難地みたいなものとして役割を見出していこうと位置づけておまして、それは緑の基本計画の中に身近な公園整備というところで、生産緑地をそういうものとして位置づけて、将来的に担保していきましようという、位置づけがありますが、片木委員がおっしゃったように農地という話は聞こえてこないものですから、私としてもちょっと残念に思っております。

伊豆原会長

それでは、光輪委員、どうぞ。

光輪委員

今の市街化区域の中の農地というのは、どうしても固定資産税を入れて軽減するというのが一番大きな……。それと相続税なんです。この問題で、今、市街化区域の中で住宅化とかアパート、……ますと、自分で管理してないと相続税が払えないという。だったら、貸した……故障するまでは田んぼなり畑として利用しましよう、そういう相続税の問題と固定資産税の軽減という大きな問題ではないかと……農業委員会のほうは思っておりますけども。

今ここで、市街化区域の中で土地の生産性を上げて、産地の育成どうこうというのは、特別みんなやってなくて、それだったら農振地域なり、農地の違うほうの面で活用していったほうがいいんじゃないかというのが現状じゃないかと思います。

片木委員

実際に、市街化区域の中で、農地がオープン・スペースとしての財産、資産なのだと思います。市街化区域内でのオープン・スペースの確保に対して生産緑地の制度そのものをどうしていくのか。結局のところ、生産緑地がどんどん減ってなくなってしまいそうなのですが、それを食いとめるような施策はどうあるべきなのでしょう。

光輪委員

確かに500平方メートル以上ということで、入れるのは簡単なんです。ただ、抜くのが難しいんです。市街化区域の中で、ここだけは簡単に入った、そこも入れた、だから、ここだけはやめますなんていうのは、よっぽどの条件がない限り、そこだけを抜くということは余りにも身勝手になりますので、それだったら全部抜くとか、よっぽどの事情がない限りは、入れた市街化区域の生産緑地の面積というのは、思うようには今度はいかないというのが今の制度です。この辺のところを、見張り方をきちんとしてかけてもらわないと先々行き詰まってしまう問題も出てくるんじゃないかと思っています。

磯部委員

議案書の細かい話で、4 - 57の番号のところ、どういう計算がよくわからないんですけども、65ページを見ますと道路用地として取得し、面積がマイナスという数字でありますけども、次の66ページ見ますと表示のみ変更するというので、プラス70平方メートルになって、図面71を見ると、確かに大きいところ、真ん中に黄色い道路が入っている。どういう関係かなと疑問です。

事務局

ここは4 - 57、これは吉原の鶴喰というところで、実は一部こういう形で、第1種低層住居専用地域の建ぺい率30パーセント、容積率50パーセントという、将来、面整備をやりましようとしてずっと制限してあった非常に厳しい、ところなんです。そこを、かなりこれも建て詰まってきて、地域から、建て増しもできないではないかという話がありまして、地区計画をここに導入することによって、周りの建ぺい率容積率と合わせて、緩和をしましようという、そういう用途地域の変更をしたんです。それにあわせて地区計画もやりました。

その地区計画の条件として、地区の中の道路、さきほどの件は道路を決められませんでしたけど、ここについては、中の道路をちゃんと決めなさいという条件がついて、地域と話をし、測量して、地区道路を決めて、そのところが除外されているということです。

磯部委員

60ページの。表示のみ変更するものとしてプラス70になっているということの関係なんですけど。

事務局

ここで測量して、それから、土地についても再度測量し直していますので、台帳地籍と実測の地籍の差があって、地籍訂正で減らしたけども、実測で測ったらちょっと多かったという差し引きでプラスになったものです。

伊豆原会長

プラスですね、はい。

磯部委員

私もやっぱり、生産緑地がなくなることに対して危機感を感じているんですが、私の住んでいるところは名古屋市内ですけども、生産緑地があるんですね。最近、やっぱり1か所空地に変わったんですけども、やっぱりそういうものがあるから移り住んだという部分があるんですね。そこに緑があるから移り住む。生産緑地は1か所ですけど、この1年、半年ぐらいで3か所ほど果樹が全部切り倒されて、駐車場の拡大に使われたりしています。周辺も住宅地の中に生産緑地がありますので、そこに何か生産緑地を買い取りできるような制度を構築して蓄えていくような、1か所、例えば500平方メートルしかないから、街区公園しかできない。それなら、それを核にして今度もうちょっと大きな公園にするというような都市計画決定をしておけば変えていけるといって、もちろんお金の要ることですから、今はできないかもしれませんが。景気が戻って、何かそういう制度を作っていただきたい。ましてや30年たっていない人がやっぱり税制上の軽減を受けていたわけですから、多分、いろいろな事情で解除したんでしょうけども、マンションが建ったり住宅地になったり、言葉は悪いですけど金もうけするわけですよ。その部分で公園がつかれないかなという、住民の協力なくしてできないことでしょうけども、せっかくの機会だと思いますから、そういう制度をぜひつくっていただきたいと思います。今はできませんけど。

事務局

先ほどもちょっとお話しさせてもらったんですが、生産緑地は、非常に貴重な緑だと思ってます。

議案書にありますように、300強の団地数がありまして、それをすべて買うというわけにはやっぱりいかないものですから、豊田市緑の基本計画の中で、ここの生産緑地は将来的に担保していく、売りが出たら買いましょう、ここの生産緑地については買いましょう。ただ、そうは言っても地主がお見えになって、もう既に業者とアパート経営だとか何かの話をしていることが多々あるんですね。だから、私どもが買取り申出が出てきたときに、それでは、ここは適地だから協力してくださいと言っても、もう既に金算用ができていくようなことが多々ありまして、非常に歯がゆい思いをしています。買い取り申し出ですから、買ってくださいますと申し出があって、買いますよと言えばそれで済んでしまうのですが、なかなかそういうわけにはいかなくて。たくさんある生産緑地の中で、公園が不足しているところの近傍の生産緑地については位置づけをして、買取り申出が来てくれれば、そこについては計画決定をして、将来的に公園として担保する。先ほどおっしゃっていたように、生産緑地というのはあまり接道がないもんですから、市街化区域の中で残っていったという経緯がありますので、そこを四方から来れるように、隣の方にも協力してもらって公園の区域を決め、一部家がかかるときもありますし、空き地をまた違う方に協力してもらわなければいけない。地元の方にも協力してもらわなければいけないということのやりとりしながら公園を一つずつ造る。それが、先ほどの防災の安全・安心にもつながっていくというようなことを考えています。ここにありますように公園の配置計画ということで、新規公園、生産緑地が幾つかありますけれども、その中で誘致距離250メートルということをかながみて、ここの周りの生産緑地は、ここが出てくれば、積極的に市は地主に働きかけていきましょう、ここの道路沿いのものが出てくれば、ここも積極的に働き

かけていきましょう。

それから、先ほどの用途地域の変更のすぐ近傍でも生産緑地があるんですけど、そういうところもやっていきましょう。柿本公園は一部生産緑地でブドウ畑だったんですけども、そこを地主にご協力いただいて、都市計画決定をして、今、公園として一部整備をしていますけれども、そういう事例もありますので、そういうことをやっていきたい。

ただ、先ほどみたいに、農地で残すということは、私ども都市計画サイドではちょっとやれないということがあります。

伊豆原会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

中垣委員

藤岡の場合だと63ヘクタールが経営されていますが、それを増やしていくということですか。地権者への働きかけをどうするかということですが。30年というのは結構長いわけですが、50歳の方が80歳になるわけですから、それを相続されていくのかなということも、そこら辺の恩典とかいうことはないわけですか。

事務局

藤岡の生産緑地につきましては、この平成22年4月6日に計画決定をさせていただきました。それにつきましては、平成21年度に地権者、西中山の市街化区域の農地を持っている方たちに対して、生産緑地はこういう制度ですよ、これをやるためには500平方メートルの一団の団地が必要です。かつ、30年の営農の義務が発生します。

それから、解除するには買取り申出という制度があって、その要件はこうですよということを、逐一説明して、4か月の募集期間を設定して、そこで申し出てもらう。申し出てもらった土地を現地で確認して、確かに農地ですねということを私どもが確認して、それで生産緑地の要件に当てはまったものが、平成22年4月6日に11団地、1.4ヘクタール設定されたということなんですね。だから、やったばかりなものですから、確かに、今度手を挙げてもらったなら自由にやれますよというのは、もう一切やる予定はありません。

30年につきましては、除外の条件というのがありますので、それに当てはまれば、あるいは何か病気で故障したとか、お亡くなりになったとか、そういうものであれば解除できます。

税金については、市街化調整区域の農地並みの課税になっているというのが一つ大きな特典になっています。

伊豆原会長

ほかにいかがでしょうか。

この生産緑地についてはもともと、先ほど中垣委員とか松本委員からご指摘があったように、計画の中でつくった方法とは、別の方法をとっていくというのは随分難しいものになるのですが、先ほど農業委員会の光輪委員もおっしゃっていたのですが、これが

らどう生産緑地を活用するかというあたりは議論をしていく必要があるだろうと思います。これからどんどん減少する。増加することはほとんどありません。減少するしかないと、測量によってちょっと増加するということはあるかもしれませんが、先ほどの一番最初の変更理由のところでは、何で市街化区域内に生産緑地を指定するかというあたりが、疑問になる感じがしますので、そのあたりを一度議論をしていくべきことと思いますので、よろしくをお願いします。

では、ご質問もないようですので、第8号議案の採決に移らせていただいでよろしいでしょうか。

それでは、第8号議案「豊田都市計画生産緑地地区の変更について」、原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(全員挙手)

伊豆原会長

ありがとうございました。

全員の挙手により、第8号議案は原案どおり承認することと決定いたしました。

続きまして、第9号議案に移りたいのですが、第9号議案、第10号議案、第11号議案につきましては、一番最初に説明していただいた軽易な変更ということでございましたので、三つの議案について一括してご説明していただきたいと思います。

では、事務局からよろしくお願ひいたします。

事務局

では、ここからは第9号議案の豊田都市計画公園の変更、第10号議案の豊田都市計画緑地の変更、第11号議案の豊田都市計画下水道の変更につきまして、都市計画区域の再編に伴う名称変更等形式的な変更でありますので、3議案を一括して説明させていただきます。

まず、第9号議案、豊田都市計画公園の変更、豊田市決定案件について説明させていただきます。

今回、豊田都市計画公園を変更する理由としましては、都市計画区域の再編に伴う名称変更といたしまして、公園番号の振り直しと、町名などの一部表示を変更するものであります。

番号の振り直しにつきましては、豊田都市計画と藤岡都市計画で決定していました公園について、公園種別ごとに取りまとめまして、スクリーンの表にありますように、街区公園でありましたら1番から200番まで、近隣公園でありましたら1番から100番、地区公園では1番から20番を割り当てまして、公園番号を見直しております。位置の表示につきましては、公園の所在地の表示を新しい町名、字名に変更しております。

具体的な変更部分の説明ですが、議案書の81ページとなります。

まず、番号の振り直しにつきましては、こちらの画面にもありますとおり、番号が赤色で表示してある、例えば2・2・8の神田公園以降が番号の振り直しになります。

位置の表示の変更につきましては、一番上にありますが、2・2・1、梅坪公園、ここ

の位置が東梅坪町10丁目と赤色表示しておりますが、もともと、この梅坪公園は梅坪町10丁目で決定をしておりましたが、その後の土地区画整理事業により、東梅坪町10丁目に町名変更されておりましたので、位置の表示の変更を今回行うものであります。

続きまして、議案書の85ページになります。

こちらの赤色で表示してある上の部分の107番から114番までの番号を都市計画区域の再編に伴いまして、藤岡都市計画で決定しておりました街区公園の番号の振り直しになります。

また、この表の中段にあります近隣公園につきましては、位置の表示の変更をする公園が7公園です。下段にあります地区公園につきましては、番号と位置の表示を変更する公園が1番と3番の2公園。番号だけを見直すと残りの3公園となります。街区公園、近隣公園、地区公園という種別を合計しますと、今回は125の公園が変更となります。

以上、第9号議案の説明とさせていただきます。

続きまして、第10号議案「豊田都市計画緑地の変更について」説明させていただきます。

都市計画緑地につきましては、愛知県決定と豊田市決定の2案件でございます。

今回、豊田都市計画緑地を変更する理由としましては、先ほどの豊田都市計画公園の変更と同様であります。都市計画区域の再編に伴う名称変更として、緑地の番号の振り直しと、町名など位置の表示を変更するものであります。

緑地の番号につきましては、豊田都市計画と藤岡都市計画で決定した緑地について、都市計画決定告示の年月日の早い順に番号を振り直しております。

位置の表示につきましては、緑地の所在地の表示を新しい町名、字名としております。

まず、愛知県決定案件の変更内容ですが、議案書87ページとなります。

こちらの愛知県決定案件では、位置の表示の変更としまして、この表の中にあります赤色表示してある字名が変更箇所となります。第1号の秋葉緑地では秋葉町8丁目を追加しまして、第3号の鞍ヶ池緑地では岩滝町滝ノ上、滝坂に変更6号の枝下緑地では表の下のほうに書いてありますが、平戸橋町の波岩を変更しております。愛知県決定案件につきましては、この3緑地の変更としています。

また、豊田市決定案件につきましては、議案書88ページとなります。

豊田市決定案件は緑地の番号の変更です。この表の中にありますように、18など赤色の番号が変更箇所となります。藤岡都市計画から藤岡ニューハイツ南緑地が豊田都市計画の18号として加わります。そのため、もともと18号でありました若園緑地が19号と番号が変更となります。

以上で第10号議案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、第11号議案、豊田都市計画下水道の変更、豊田市決定案件を説明させていただきます。

議案書の90ページになります。

今回、豊田都市計画下水道変更につきましては、これまでの議案と同様、豊田都市計画区域の再編に伴いまして、名称を変更するものであります。変更内容は、藤岡都市計画下水道であった名称を、豊田都市計画下水道に変更するのみであります。

以上をもちまして、第11号議案の説明を終わります。よろしく申し上げます。

伊豆原会長

ありがとうございます。

では、ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

ないようでございますので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、第9号議案「豊田都市計画公園の変更について」を原案のどおり賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(全員挙手)

伊豆原会長

ありがとうございます。

全員の挙手によりまして、原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第10号議案「豊田都市計画緑地の変更について」、原案どおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

伊豆原会長

ありがとうございます。

第10号議案「豊田都市計画緑地の変更につきまして」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、第11号議案「豊田都市計画下水道の変更について」、原案どおり賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(全員挙手)

伊豆原会長

ありがとうございます。

第11号議案「豊田都市計画下水道の変更について」も、全員の挙手により原案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、第12号議案「豊田都市計画道路の変更について」と第13号議案「豊田都市計画土地区画整理事業の変更について」、これも関連いたしますので、二つの議案一緒に事務局より説明していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局

では、説明を交代させていただきます。

私、豊田市役所都市計画課の米田といいます。よろしくお願ひします。

第12号議案「豊田都市計画道路の変更について」ご説明させていただきます。議案書は91ページからになります。

こちら他案件同様、都市計画区域の再編にあわせて計画区域の内容を変更しております。

こちらが愛知県の図書作成要領にのっとり道路の変更を行う内容を表にまとめたものとなっております。変更区分を1番から13番まで示させていただいておりまして、まず1番から6番が、番号、名称及び地名の修正などの形式的な部分だけを変更するといった内容で、手続Aと称しております。

それから、変更区分の7番から12番は、道路そのものは変わらないんですけども、ほかの要因により計画書の記載内容が変わるもの。例えば、地形図の精度向上によって、地形図上の延長を再度計測して、延長の修正が生じたとか、また新しく一つの道路が都市計画決定されて交差箇所が増えたとか、ほかの要因によって変更が生じたものを手続Bと称しております。

最後の変更区分の13番ですが、例えば新規に道路を都市計画決定したとか、道路の位置が変わるといった区域の変更を伴う実質的な変更、これを手続Cと称しております。

なお、ごく形式的な変更ということで、手続Aについては、図書の縦覧ですとか地元説明会は不要となっております。それから、手続Bについて、図書の縦覧は必要ですが地元説明会は不要とされております。手続Cにつきましては、縦覧も地元説明会も必要ということで分けられております。

こちらは、今回、豊田市で該当する手続の番号になります。手続Aにおいて該当するのが、2番、3番、5番、6番となっております。手続Bにおいて該当するのが、7番、8番、10番、12番となっております。手続Cについては、今回、豊田市では該当がございません。

こちらは、計画書の一部を抜粋させていただきました。議案書は92ページからとなっております。従来からの変更箇所を、議案書のほうは赤書きとさせていただいております。

スクリーンで という番号がございますが、この番号は先ほどの画面でお示しさせていただいた変更区分の番号と同じ番号を示させていただいております。

2番の「番号」についてですが、この番号はまず道路を機能区分順に並べまして、その同じ機能区分の中で五十音順にまた並べ、番号の打ち直しを行っております。

3番、「名称」ですが、こちらは、地名との整合をとるために路線の名称を変更いたしました。今回は県決定案件の路線におきまして、2路線ほど名称の変更を行っております。

それから、5番、「地名」の変更ですが、これは地名の修正がございまして、例えばみよし市と豊田市にまたがる道路などは起終点が豊田市から三好町になっていたため、それを三好町がみよし市になったことによる変更、そういうものが含まれております。

それから、6番の「起終点の入替え」ですが、基本的に都市計画道路については、起点から終点というのが西から東、北から南、時計回りということが原則ですが、その原則にのっとっていなかった路線が1路線ほどありましたので、その1路線について起終点の入替えを行っております。

7番と8番の「延長」ですが、こちらについては、先ほども少しご説明させていただきましたが、地形図の上で延長を計測していたため、その精度向上によって延長を修正しております。

なお、この都市計画決定上の延長の修正に伴いまして、例えば環境影響評価、あるいは環境アセスの対象となるケースも懸念されますが、今回の豊田市の案件では、そういうケースはございませんでした。

それから、もう1点、都市計画決定して事業認可を得て事業をしているという、そういう路線について、決定の延長が変わったことによって、事業認可との整合がとれるかについてですが、実際の事業認可を受けるのは、事業サイドで現地を実測して、その延長で認可を受けるということで、今回の修正とは直接関係せず問題ないということで愛知県のほうから了解をいただいております。

10番、「構造事項」ですが、先ほども少しご説明させていただきましたが、新しく道路が都市計画決定されて、交差点の箇所が増えたとか、名鉄三河線の猿投駅より先が廃止されたりしましたので、該当箇所の記載を削除したりというところを変更をさせていただいております。

最後12番、「車線数決定」ですが、1路線だけです。車線数の決定がなされていない路線があり、それについて決定をしました。

こちらがただいま申し上げた変更内容の件数を表にまとめたものとなります。

縦覧についてですが、縦覧期間は6月11日から25日に行いまして、愛知県決定の路線については、縦覧者が5名、意見書の提出はございませんでした。豊田市決定の路線については、縦覧者が2名、同じく意見書の提出はございませんでした。

なお、今後のスケジュールにつきましては、他の案件同様、12月末の告示を予定しております。

第12号議案については以上です。

続きまして、第13号議案「豊田都市計画土地区画整理事業の変更について」ご説明させていただきます。議案書は102ページになります。

こちらの議案につきましては、先ほど説明のあった第9号議案、豊田都市計画公園の変更及び第12号議案の道路の変更に伴う形式的な変更のみ行っております。

議案書の103ページの上の部分だけを抜粋したものです。変更したところは今までと同じく赤で書いておりますが、幹線街路の番号の取り直しを、先ほど第12号議案でご説明させていただきましたが、その番号の変更となっております。

議案書103ページの下のほうに街区公園番号変更が載せてありますが、同じ理由で、番号の変更理由を記載させていただいております。

以下、議案書の104ページ、105ページ、106ページにつきましても、幹線街路の番号の変更のみですので、形式的な変更です。

こちらにつきましても、スケジュールは12月末の告示を予定しております。

以上で第13号議案のご説明を終わります。

伊豆原会長

ありがとうございます。

ただいま第12号議案、第13号議案、一括して事務局からご説明していただきましたけど、これについて何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

番号とか、延長が変わったことについては先ほど説明がありましたように、基本的には

影響がないということでございますので、都市計画道路の延長をもう少し精査をされた結果として修正をしたり変更したりということでございます。よろしいでしょうか。

では、ご質問ないようですので、採決に移りたいと思います。よろしく願いいたします。

第12号議案「豊田都市計画道路の変更について」を原案どおり賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(全員挙手)

伊豆原会長

ありがとうございます。

全員の挙手によりまして、原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第13号議案「豊田都市計画土地区画整理事業の変更について」も、原案どおり賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(全員挙手)

伊豆原会長

ありがとうございます。

第13号議案「豊田都市計画土地区画整理事業の変更について」も、全員の挙手により原案どおり承認することに決定いたしました。

きょうはたくさんの議案がございましたので、長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございます。大変貴重なご意見もいただきまして、ありがとうございました。

本日も承認いただきました議案につきましては、先ほど市長から諮問がございましたけれども、文書にて答申させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより議事の進行を事務局にお返しします。

5 その他

司会

ありがとうございました。

これで本日の予定はすべて終了となりますが、全体を通じて何かご質問等がございましたらお願いいたします。

特にないようですので、最後に事務局から2点ご連絡させていただきます。1点目は次回、第3回目の審議会ですけれども、9月29日水曜日午後2時から、会場は隣の51会議室になりますが、予定させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

議案につきましては、地区計画決定の1件を予定しております。

また、年明けの2月ごろにも開催を予定しております。これにつきましては、日程等が決まり次第ご案内させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

2点目は会議録についてでございます。本日の会議録につきましては、事務局のほうで

元原稿を作成いたします。まず、本日出席の委員全員に送付させていただきますので、御自身の発言内容等をご確認いただき、不正確な部分等がございましたら事務局までご連絡いただきたいと思います。

委員の皆様方全員に確認していただいた後、指摘された箇所を修正して、本日の会議録の署名者でございます小木曾委員、片木委員、そして伊豆原会長に署名をいただきますので、よろしく願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

それでは、閉会の言葉を加藤調整監から申し上げます。

閉会の言葉

加藤都市整備部調整監

皆さん、本当に長時間ありがとうございます。

議案数も13ということで本当に多くて、これは5時までかかってしまうなど、さっき中間時に話をしていたところでございますが、後半スピードアップしていただきまして、予定を大幅に短縮して審議を終えることができました。本当にありがとうございました。

これをもちまして、平成22年度第2回目の豊田市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(閉会時間 午後4時35分)

会議録署名者 議 長 _____ 印

委員 1 _____ 印

委員 2 _____ 印